

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

( 税 務 課 )

ページ  
二

### 本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例等の一部を改正する条例(条例第二十七号)

一 岐阜県税条例に関する事項

不動産取得税について、地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の創設、改廃又は適用期限の延長を行うこととした。(第五三条、第五八条の四、第五八条の五、第五八条の七から第五八条の七の三まで、附則第七条、附則第七条の四及び附則第八条関係)

二 岐阜県税条例の一部を改正する条例に関する事項

県民税

1 上場株式等の配当及び譲渡所得等の税率の特例措置の適用期限を平成二五年一月三十一日まで延長することとした。(平成二〇年改正条例附則第四項、第五項、第八項及び第一一項関係)

2 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当及び譲渡所得等に対する非課税措置の施行日を平成二七年一月一日まで延長することとした。(平成二二年改正条例附則第一項及び第三項関係)

三 その他の事項

1 その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 ( 火 曜 日 ) 発 行 ( 休 日 に 当 た る )

平成二十三年六月三十日

号 外 ( 二 ) 平 成 二 十 三 年 六 月 三 十 日

条例

岐阜県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県条例等の一部を改正する条例

(岐阜県条例の一部改正)

第一条 岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第四項、第六項若しくは第八項、第五十八条の五第二項、第五十八条の六第二項、第五十八条の七第三項、第五十八条の七の二第二項又は第五十八条の七の三第二項」を、「第五十八条の五第二項又は第五十八条の六第二項」に改める。

第五十二条第十項中「第五十八条の九」を、「第五十八条の八」に改める。

第五十三条第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、

第十一項を第九項とし、第十二項を削り、第十三項を第十項とし、第十四項を削り、

第十五項を第十一項とする。

第五十八条の四の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条

第一項から第六項までを削り、同条第七項中「再開発会社」を「都市再開発法第

五十条の二第三項に規定する再開発会社以下この条において「再開発会社」といふ。)

に、「第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「同法第二条第一号に規

定する第二種市街地再開発事業(以下この項において「第二種市街地再開発事業」と

いふ。)(の施行に伴い同法)に改め、「の建築施設の部分」の下に、「(以下この条にお

いて「建築施設の部分」といふ。)(を、「規定する公共施設」の下に、「(以下この条にお

いて「公共施設」といふ。)(を加え、同項を同条第一項とし、同条第八項を同条第一

項とし、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「第二項、第四項、第六項、

第八項又は」を削り、同項を同条第三項とする。

第五十八条の五を削る。

第五十八条の六第一項中「及び次条」及び「。次項において同じ」を削り、同条第

二項及び第三項を次のように改め、同条を第五十八条の五とする。

2 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間(当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間)を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

3 第五十六条第二項、第五十七条及び第五十八条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金を還付する場合について準用する。

第五十八条の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第五十八条の七第二項又は第一項」を「第五十八条の六第一項」に改め、「又は同項の農地保有合理化法人等」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第五十八条の六とする。

第五十八条の七の二及び第五十八条の七の三を削り、第五十八条の八を第五十八条の七とし、第五十八条の九を第五十八条の八とする。

附則第六条の二を次のように改める。

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

第六条の二 当分の間、租税特別措置法第四条の五第五項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する利子等については、同条第五項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

附則第七条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十三年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年改正法」といふ。)(の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「平成二十三年六月三十日までに」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「平成二十三年六月三十日までに」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日か

ら平成二十五年三月三十一日までの間に「に、三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「規定する公共施設等」の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。)及び同項第五号に掲げる施設を除く。)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「当該取得が」の下に「都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十四号)の施行の日から」を加え、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「まで」を「までの間」に改め、「五分の一」の下に「(当該取得が都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあつては、当該不動産の価格の二分の一)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項から第十八項までを削り、同条第十九項を同条第九項とし、同条第二十項中「第四項、第八項、第九項、第十一項、第十五項又は第十六項」を「第三項から第五項まで又は第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二十一項を同条第十一項とし、同条第二十二項を同条第十二項とし、同条第二十三項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の三項を加える。

14 農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百一十号)第二条第三項に規定する農業近代化資金で施行令で定めるもの若しくは漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)第二条第三項に規定する漁業近代化資金で施行令で定めるものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第十条第一項の規定に基づき資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で施行令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。

15 土地改良法第五十三条の三の二第二項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により換地

計画において定められた換地であつて、同法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除する。

16 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいつ。)で施行令で定めるものの新築を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいつ。)で施行令で定めるものの新築」と、「含むもの」とし、施行令第三十七条の十六に規定するものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸につき千二百万円(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」といふ。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十七条の十七に規定するものにつき千二百万円」とあるのは「当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令で定めるものにつき千二百万円」とする。

附則第七条の四第一項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして施行規則で定めるもの」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「次の表の上欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法平成十一年法律第百三十一号(第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画)に、「に係る同表の中欄に掲げる認定」を「に係る同法第三十九条の二第一項の規定による認定(同法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。))に、「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を

改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十三年六月三十日まで」を、「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「従つて事業の譲渡若しくは」を「従つて事業の譲渡又は」に、「同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を、「同法第三十九条の第三項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を、「当該計画に係る同法第三十九条の第二項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項中、「並びに第七項」を、「並びに第四項」に、「附則第七条の第四第七項」を、「附則第七条の第四第四項」に、「附則第七条の第四第八項」を、「附則第七条の第四第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条に次の一項を加える。

7 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令で定めるものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第五十五条第一項の規定の適用については、同項中、「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この項及び次項において、「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第二項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令で定めるもの（以下この項において、「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令で定めるものについて」と、同項各号中、「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第七条の五第三項中、「第五十三條第九項」を、「第五十三條第七項」に、「同条第十一項」を、「同条第九項」に、「同条第十三項」を、「同条第十項」に、「場合、附則第七条第一項若しくは第十三項」を、「場合又は附則第七条第一項」に改め、「、前条

第四項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「第五十三條第九項、第十一項若しくは第十三項」を、「第五十三條第七項、第九項若しくは第十項」に、「、附則第七条第一項若しくは第十三項又は前条第四項」を、「又は附則第七条第一項」に改める。

附則第七条の六中、「第五十三條第九項、第十一項若しくは第十三項」を、「第五十三條第七項、第九項若しくは第十項」に、「、附則第七条第一項若しくは第十三項又は附則第七条の第四第四項」を、「又は附則第七条第一項」に、「附則第七条第一項若しくは第十三項、附則第七条の第四第四項」を、「附則第七条第一項」に改める。

附則第八条第五項を削る。

附則第二十一条第一項中、「。次項において同じ」を削り、同条第二項を削る。

（岐阜県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 岐阜県税条例の一部を改正する条例（平成二十年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項、第五項、第八項及び第十一項中、「平成二十三年十二月三十一日」を、「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条 岐阜県税条例の一部を改正する条例（平成二十二年岐阜県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第二号中、「平成二十五年一月一日」を、「平成二十七年一月一日」に改める。

附則第三項中、「平成二十五年年度」を、「平成二十七年年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岐阜県税条例附則第七条第十一項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第七項とする部分を除く。）及び附則第五項の規定、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日

二 第一条中岐阜県税条例附則第七条に三項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。）及び同条例附則第七条の四に一項を加える改正規定、高齢者の居住の

安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

（不動産取得税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の岐阜県条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正前の岐阜県条例（以下「旧条例」という。）第五十三条第十二項の規定は、同項に規定する貸付け（当該貸付けの申込みの受理が施行日前であるものに限る。）に係る不動産の取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

4 旧条例附則第七条第五項の規定は、同項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十三年六月三十日」とあるのは、「平成二十五年三月三十一日」とする。

5 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の岐阜県条例附則第七条第七項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 施行日以前に旧条例附則第七条の四第七項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第一号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日の翌日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

平成二十三年六月三十日発行

発 行 所 者

岐 阜 県 庁  
岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ  
ー  
ブイ・アール・テクノセンター